

鳥取県緊急支援金(生活維持支援)

概要	犯罪被害により生計の維持が一時的に困難となる被害者の方に緊急支援金を交付します。 ※令和8年4月1日以降に発生した犯罪による被害に限ります
要件	・犯罪発生時から申請まで継続して鳥取県内に住んでいたこと ・被害にあった事実が被害届の受理等により確認できること ・犯罪による被害を受けた日から1年以内であること
内容	交付額 30万円 ※被害額が30万円未満の場合は被害額まで交付対象者(次のいずれにも該当) ・犯罪被害により生計の維持が2月程度困難となる者 ・現金、預貯金等の合計額が、1月程度必要な費用に満たない者 ※他の支援金、公的扶助制度による給付金、その他収入が見込まれ生計維持が可能となる見込みがある場合は除く
対象外	・他の公的な機関の同様の制度による支援を受けている場合 ・被害者又は遺族等が暴力団員等である場合 ・被害者と加害者が親族関係にある場合 ・その他の事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと思われる場合

制度の利用にあたっては面接相談が必要になります
まずは電話にてお問合せください

鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター

☎ 0120-00-0325

受付時間 9:00~17:00(平日)